加算退職給付等	
加算退職給付	
加算遺族給付	
済施行日前期間（平成二十四年一元化法附条第十二号に規定する旧地方公務員共済組間と平成二十四年一元化法附則第六十五条に規定する追加費用対象期間とを合算したいう。以下同じ。）には	
加算退職給付	

」に改め、同表改正前昭和六十年地共済改正法附則第十九条第二項及び第五項並びに第三十五条第一項から第三項までの項を次のように改める。

改正前昭和六十年地共済改正法附則第十九条第三項	退職共済年金
	遺族共済年金

旧職域加算退職給付	
旧職域加算遺族給付	

九条第一項の項中「組合員期間は」を「退職共済年金」に、「旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）は」を「旧職域加算退職給付」に改め、同表改正前昭和六十年地共済改正法附則第十九条第二項及び第五項並びに第三十五条第一項から第三項までの項を次のように改める。

改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項	組合員期間	旧地共済施行日前期間
改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項ただし書	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付
	公務等による遺族共済年金	公務等による旧職域加算遺族給付
改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第二項及び第三項	組合員期間	旧地共済施行日前期間

第七条第一項の表に次のように加える。

昭和十五年六月（第二十二条各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間	合算対象期間	昭和十五年六月以後の相手国期間
昭和十五年六月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあっては、ドイツ保険料納付期間とする。以下この表において同じ。）	第一号厚生年金被保険者期間	昭和十七年六月以後の相手国期間
昭和三十四年一月以後の相手国期間	第二号厚生年金被保険者期間	昭和三十五年一月以後の相手国期間
昭和三十七年十二月以後の相手国期間	第三号厚生年金被保険者期間	昭和三十七年十二月以後の相手国期間
昭和二十九年一月以後の相手国期間	第四号厚生年金被保険者期間	昭和二十九年一月以後の相手国期間

第二十二条第一項の表七の項中「ものとし、昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む」を削り、同表八の項中「（昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。）」を削り、同表九の項中「ものとし、昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む」を削り、同表十の項中「（昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。）」を削り、同条第二項の表一の項及び二の項を次のように改める。

一	国民年金法附則第九条第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第一号若しくは第十八条第一項第一号	合算対象期間	昭和十七年六月以後の相手国期間
		第一号厚生年金被保険者期間	昭和十七年六月以後の相手国期間
二	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項（昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。）の規定の適用に係る部分を除く。）又は昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）	第二号厚生年金被保険者期間	昭和三十四年一月以後の相手国期間
		第三号厚生年金被保険者期間	昭和三十七年十二月以後の相手国期間
		第四号厚生年金被保険者期間	昭和二十九年一月以後の相手国期間

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

第十条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十条」に、「第二十二条」を「第二十一条」に、「第九十三条」を「第八十八条」に、「第九十四条―第九十八条」を「第八十九条―第九十六条」に、「第九十九条―第百一条」を「第九十七条・第九十八条」に、「第百一条の二」を「第九十九条」に改める。

第二条第二十二号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

第二十一条を削る。

第二十二条第一項の表一の項及び二の項を次のように改める。